平成２３年（フ）第３５号
釧路市浦見８丁目２番29号
債務者　竹田知佳子
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月８日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第６号
富山県富山市中市18番地　市営住宅５棟103号、営業所の住所石川県鳳珠郡能登町字宇出津タ字24番地５
債務者　能都柏木農機店こと　柏木　茂子
1　決定年月日時　平成23年３月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月６日午後１時30分
金沢地方裁判所輪島支部

平成２３年（フ）第７号
石川県輪島市宅田町１字17番地４宮川団地県営住宅３棟21号、従前の住所石川県金沢市駅西本町２丁目10―７
債務者　谷内　真一
1　決定年月日時　平成23年３月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月６日午後１時20分
金沢地方裁判所輪島支部

平成２３年（フ）第１３号
島根県出雲市上岡田町1017番地23
債務者　野浪　　大
1　決定年月日時　平成23年３月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月６日午後１時30分
松江地方裁判所出雲支部

平成２３年（フ）第３６号
岡山県津山市大田625番地１
債務者　山根　助啓
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月13日午後１時10分
岡山地方裁判所津山支部

平成２３年（フ）第３７号
岡山県津山市津山口307番地
債務者　山根未榮子
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月13日午後１時10分
岡山地方裁判所津山支部

平成２３年（フ）第３９号
岡山県津山市安岡町２番地１
債務者　玉置　光一
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月13日午後１時10分
岡山地方裁判所津山支部

平成２３年（フ）第５１号
静岡市駿河区石部２番30号　メゾン晴Ｂ―５号、旧住所岐阜県大垣市中川町２丁目1104番地10
債務者　金森　民子
1　決定年月日時　平成23年３月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月３日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１２８号
静岡市葵区足久保口組3276番地の192
債務者　齋藤　和美
1　決定年月日時　平成23年３月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月３日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６７９号
静岡県焼津市鰯ケ島322番地
債務者　髙柳伊久江
1　決定年月日時　平成23年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月３日午前11時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第８３１号
静岡市葵区安倍口団地３番24―１号
債務者　瀧　三千江
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月10日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１１０号
静岡県浜松市中区小豆餅３丁目10番３号　野中第五マンション506号、前住所静岡県浜松市中区和合町15番地の21　プレジール竹しま203号室
債務者　竹本　宗彦
1　決定年月日時　平成23年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月17日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第１３９号
静岡県湖西市新所5057番地の９、前住所静岡県浜松市西区大山町4140番地
債務者　佐々木理恵
1　決定年月日時　平成23年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月17日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第１１３号
静岡市葵区建穂１丁目８番15号、旧住所静岡市葵区建穂２丁目５番20号　グランツ201号
債務者　朝原さとみ
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月23日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月17日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部